

～家族で考える

あなたとその家族の幸せのために～



空き家セミナー & 無料相談会

参加
無料

日時 ▶ 令和3年7月4日(日) 10:30～15:15(受付開始 10:00)

場所 ▶ 春日井市役所 12階 大会議室

第1部 講演 10:30～12:00

定員64名

「空き家の終活～遺して安心、継いで嬉しい相続～」

今、生きている「あなたが安心」でき、「引き継ぐ方がうれしい」と感じられる空き家の相続の「良い対策」についてお話しします。

講師



山田税理士事務所
(税理士・行政書士)

山田 知広氏

山田税理士事務所所長。後々のトラブルになりがちである近視眼的な対策や、節税だけを狙った対策ではなく、遺す方も引き継ぐ方も安心できる理想の相続対策を実行するために、最新の手法やスキームを日々検討・採用している。

これまでに経験した相続申告は150件以上。得意とする分野は、モメない相続対策、認知症対策、相続申告。他にも、中小企業の事業承継やM&Aとその事前対策も得意とする。

第2部 無料相談会 13:00～15:15

定員48組

専門家があなたの空き家の問題に対して個別で相談に応じます。

専門家

弁護士(空き家に関する法律相談)

<近隣トラブル、後見人制度 など>

宅地建物取引士・空き家マイスター(空き家の売買や賃貸)

<利活用する方法、利活用に係るコスト など>

一級建築士(空き家の解体や耐震化)

<解体、改修に係るコスト など>

司法書士(空き家の相続)

<財産管理、相続登記、相続人調査 など>

税理士(空き家に係る税金)

<譲渡所得の特別控除制度、相続税、所得税 など>

相談例

- ・空き家の売却と賃貸のメリット・デメリットについて知りたい。
- ・空き家を売却した時の税金がどれくらいかかるか知りたい。
- ・親が空き家を所有しているが、親が売却した場合と、相続後売却する場合の違いを知りたい。
- ・空き家の相続人が多数いるが、どうすればよいか知りたい。
- ・空き家を共有で所有しているが、今後の処分の仕方ですべて揉めている。
- ・所有する空き家の敷地にある樹木が越境し、隣家に迷惑をかけた場合の責任について知りたい。
- ・空き家を改修して貸し出したいが、どのような改修工事をするべきで、費用はどれくらいかかるのか。

※申込・予約については、裏面をご覧ください。

春日井市まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

電話 0568-85-6572 FAX 0568-85-0991

協力 春日井商工会議所 / 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 / 一般社団法人住まい管理支援機構

申し込み書

催し名	空き家セミナー&無料相談会	(希望する番号に○印を付してください)
(ふりがな)		1 講演 2 相談会 3 両方
氏名		
住所		
電話番号		
相談会を希望する方のみ回答してください	<p>1 弁護士（空き家に関する法律相談） ＜近隣トラブル、後見人制度 など＞</p> <p>2 宅地建物取引士・空き家マイスター（空き家の売買や賃貸） ＜利活用する方法、利活用に係るコスト など＞</p> <p>3 一級建築士（空き家の解体や耐震化） ＜解体、改修に係るコスト など＞</p> <p>4 司法書士（空き家の相続） ＜財産管理、相続登記、相続人調査 など＞</p> <p>5 税理士（空き家に係る税金） ＜譲渡所得の特別控除制度、相続税、所得税 など＞</p>	
相談希望 希望する番号に○印を付してください。 (複数可)		
相談したい内容	<p>(例) 宅地建物取引(賃貸・売買など)について ※相談時間は、1組あたり、それぞれ30分間以内となります。</p>	
<p>※相談会のみ参加も可能です。 ※相談は、異なる複数の専門家に申込をすることは可能ですが、申込者多数の場合は抽選を行います。より多くの方に相談を受けていただくため、希望するすべての専門家の相談を受けることができない場合がありますのでご了承ください。 ※講演会と相談会の両方に参加を希望される方は、講演会后、相談会までしばらくお待ちいただくことがありますので、ご了承の上、お申込ください。</p>		

講演及び無料相談会は、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で開催します。

ご来場の際はマスクを必ず着用していただき、体調が優れない場合は、来場を控えていただきますようお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、開催を中止する場合がありますのでご了承ください。

申し込み方法

電話かFAX

※市ホームページや「春ポケ」からも申し込み可

※応募者多数の場合は抽選

令和3年6月23日(水)までに

春日井市まちづくり推進部住宅政策課へ

電話 0568-85-6572 FAX 0568-85-0991

場所

春日井市役所

12階 大会議室

春日井市鳥居松町5丁目44番地

※ご記入いただいた個人情報については、市の空き家対策以外には使用しません。

